

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）及び介護保険料の減免に係る財政支援拡充に関する指定都市市長会緊急要請

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策は、経済活動に大きなマイナスの影響を与え、特に、中小零細企業の自営業者や非正規雇用労働者は収入の大幅な減少、廃業・解雇など厳しい状況に置かれている。

政府は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）にて、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、介護保険等の保険料（税）の免除等を行うこととし、厚生労働省から、令和2年4月に令和元年度及び2年度の「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）、介護保険料の減免」（以下、「保険料等減免」という。）の適用基準及び財政支援（全額国費負担）が示された。

全額国費負担による保険料等減免は、コロナ禍により厳しい状況に置かれた被保険者等の生活支援に効果を発揮するとともに、国民健康保険、介護保険の安定的な財政運営に寄与してきた。

新型コロナウイルス感染症は、再度の緊急事態宣言や一部地域での「まん延防止等重点措置」の適用など全国的にいまだ収束がみえない。この影響により、令和2年よりもさらに収入減少し、又は新たに収入減少となる被保険者等が生じることが見込まれるため、令和3年度においても保険料等減免を継続する必要がある。

こうした中、令和3年3月に令和3年度の保険料等減免に係る適用基準及び財政支援の予定が国から示されたが、これによると国費による財政支援は全額ではなく、交付基準額に対する減免総額の割合に応じた3段階（2/10、4/10、8/10）となっている。

全額国費による財政支援がない中で、保険料等減免を継続するためには、一般会計からの繰り入れ等により減免の財源を確保する必要がある。また、後年度における被保険者の負担の増加につながるものでもある。地方自治体の財政力の違いにより、減免実施の有無が分かれるなど対応に差があってはならない。これは後期高齢者医療制度においても同様である。

災害に対する特例的な国費全額補助は1年とする例が多いが、現下の新型コロナウイルス感染症の発生状況から、感染症による地域経済及び住民生活への影響は長期間継続すると言わざるを得ないことに鑑みれば、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故による災害特別減免のような全額国費負担の財政支援の継続が必要である。

そこで、令和3年度の保険料等減免についても全額国費負担とするよう、財政支援の拡充を要請する。

令和3年4月28日
指定都市市長会